

○ 全国的な土づくりの展開

(令和4年3月22日更新)

- (土-1) 本事業の目的いかん。
- (土-2) 全国的な土づくりの展開に係る牛ふん堆肥及びペレット堆肥等を実証的に活用するとされているが、事業の対象となる堆肥の種類は何か。(修正)
- (土-3) 指定混合肥料・混合堆肥複合肥料を事業対象とした理由いかん。(追加)
- (土-4) 事業対象となる混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料はどのようなものか。(追加)
- (土-5) 混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料の事業対象となる「家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているもの」及び「事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるもの」とは、どのように確認するのか。(追加)
- (土-6) 1ほ場当たり複数回、堆肥等の施用を行うことは可能か。(追加)
- (土-7) 「実証的な活用」による土づくりとは何か。どのような取組が支援対象となるのか。(修正)
- (土-8) 既に実施されている堆肥の施用は対象としないものとするとしているが、どのようなほ場が対象になるのか。(修正)
- (土-9) 既に堆肥等の施用を行っているほ場において事業を実施する場合の堆肥等の補助対象範囲いかん。(追加)
- (土-10) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。
- (土-11) 定額(ただし、堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円)を乗じた額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。)とされているが、補助事業に要した事業費が当該単価を下回っていても、一律に交付できるのか。
- (土-12) 堆肥等を実証的に活用する面積とあるが、水田の場合には、水張り面積か。(修正)
- (土-13) 新たに耕種農家に提供可能なものであって、既に耕種農家へ供給されている堆肥等については対象としないとされているが、本事業にあわせて新たに生産された堆肥等でなければならないということか、また、既に耕種農家に供給されている堆肥等は対象にはならないということか。(修正)
- (土-14) 堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥等の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果に基づき選定するものとされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。
- (土-15) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、
 - ① どのような項目により確認すれば良いか。
 - ② 実証前の分析は取組主体事業計画を策定する前に実施できるのか。
 - ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるのか。
 - ④ 堆肥等を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合はどのようにすれば良いか。
 - ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。

- ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすれば良いのか。(修正)
- (土-16) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、収量の低下等が資料により確認できる場合には、作物体の分析を行わなくて良いか。(追加)
- (土-17) 土-15の場合に、新規就農者や、水田への園芸作物の導入時など、作物の収量等を確認出来ない場合にはどのようにすれば良いのか。(追加)
- (土-18) 実施要領別記3別紙8のIの6(5)エ(イ)において、堆肥の施用に当たっては「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」を踏まえ適切に対応するものとあるが、本事業において堆肥の生物検定又は残留農薬分析を行うことは可能か。
- (土-19) ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、実証ほの面積概ね1ha当たり1カ所で実施するものとされているが、どの程度の規模の実証を行えばよいのか。
- (土-20) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の作成は、実施要領別記3別紙8のIの6(5)キにおいて、原則として都道府県協議会長が行うものとされているが、別記3第8の5(2)アに規定される産地の範囲はどのように設定すれば良いか。(追加)
- (土-21) 取組主体の成果目標として、別記3第8の5(2)イにおいて⑥地力の向上を成果目標として設定できるものとされているが、どのような項目・数値を用いれば良いのか。(修正)
- (土-22) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の地力の向上の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。(修正)
- (土-23) 取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。(修正)
- (土-24) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)に新たな取組を追加することは可能か。(追加)

(土一1) 本事業の目的いかん。

(答)

- 1 農業の生産基盤である地力の維持・増進には、堆肥等の有機物の施用による土づくりが不可欠だが、散布に労力がかかるなどといった理由から、堆肥の施用量減少による地力の低下が懸念される場所。
- 2 全国的な土づくりの展開に資する堆肥の施用による土づくりに取り組んでいない農業者等にあらためて堆肥の実証的な活用を支援することとした場所。

(土一2) 全国的な土づくりの展開に係る牛ふん堆肥及びペレット堆肥等を実証的に活用するとされているが、事業の対象となる堆肥の種類は何か。(修正)

(答)

- 1 実証に用いる堆肥の種類は、牛ふん堆肥、鶏ふん堆肥、豚ふん堆肥、馬ふん堆肥及びペレット堆肥(混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料を含む。以下「堆肥等」という。)とする。
- 2 なお、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。)第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの又は第16条の2に基づき指定混合肥料として若しくは第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたものであって、十分に腐熟された堆肥とする必要がある。

※ ペレット堆肥は、牛ふん堆肥、鶏ふん堆肥、豚ふん堆肥、馬ふん堆肥をペレット状に加工したもの又はこれらの堆肥を主な原料とした堆肥等をペレット状に加工したものとする。

(土一3) 指定混合肥料・混合堆肥複合肥料を事業対象とした理由いかん。(追加)

(答)

肥料法の改正を踏まえ、堆肥の散布に労力がかかるなどといった理由から堆肥の散布を行っていない農業者等が、指定混合肥料又は混合堆肥複合肥料を使用し、肥料と同時散布することでより省力的に土づくりに取り組んでいただくことを目的として、事業の対象とした。

(土一4) 事業対象となる混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料はどのようなものか。(追加)

(答)

- 1 混合堆肥複合肥料については、家畜排せつ物由来の堆肥が混合されており事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるものとする。
- 2 指定混合肥料については、家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているもの又は家畜排せつ物由来の堆肥が混合若しくは配合されており本事業の取組において従来堆肥と同等

の地力の維持・増進効果が認められるものとする。

(土-5) 混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料の事業対象となる「家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているもの」及び「事業の取組において従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果が認められるもの」とは、どのように確認するのか。(追加)

(答)

- 1 家畜排せつ物由来の堆肥が過半以上含まれているかどうかについては、使用する肥料の販売メーカー等へ製品中の家畜排せつ物由来の堆肥の含有量を確認することにより判断するものとする。
- 2 基本は、事業の取組における従来堆肥と同等の地力の維持・増進効果については、使用する肥料の販売メーカー等への確認により判断するものとする。なお、不明の場合は可給態窒素や腐植含量等の改善などの土づくり効果について、従来堆肥との比較データが学会での発表資料や公的な試験などであきらかなものに限り対象とする。

(土-6) 1ほ場当たり複数回、堆肥等の施用を行うことは可能か。(追加)

(答)

上限事業費の範囲内で2年を上限に補助対象として差し支えない。

(土-7) 「実証的な活用」による土づくりとは何か。どのような取組が支援対象となるのか。(修正)

(答)

- 1 堆肥の施用による土づくり効果を確認するため、堆肥等の調達から施用に至る一連の取組と実証の前後の土壌分析等を支援することとしている。
- 2 また、ペレット堆肥については、これまでの堆肥と異なる施用方法や、施用効果が想定されることから、これらの取組に加え、作物への影響等を把握するための坪刈等の栽培実証の取組にかかる経費を支援することとしている。

(土-8) 既に実施されている堆肥の施用は対象としないものとするが、どのようなほ場が対象になるのか。(修正)

(答)

- 1 対象となるほ場は以下のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 慣行的に堆肥等の施用を行っていないほ場
 - (2) 堆肥等の施用を行っているが、地力の改善のため追加で堆肥等の施用が有効と認められるほ場
- 2 なお、耕種農家に対する取組であることから、畜産農家が自らの牧草地等に堆肥等を施用する取組については対象とはしていない。

(土-9) 既に堆肥等の施用を行っているほ場において事業を実施する場合の堆肥等の補助対象範囲いかん。(追加)

(答)

本事業は地力を向上させるために堆肥等の実証的な施用による土づくりの効果を確認するものであることから、過去の堆肥等の施用実態にかかわらず実証に必要な堆肥等については補助対象となる。

(土-10) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。

(答)

取組主体については、実施要綱の別表2の1の2の生産基盤強化対策において規定されているとおり。なお、本事業においては、耕種作物に係る耕種農家による堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援するものであることから、畜産農家等が単独で取組主体となることはできないが、取組主体が市町村や農業者の組織する団体となる場合において、取組主体の構成員として事業に関わることは可能。

(土-11) 定額(ただし、堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円)を乗じた額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。)とされているが、補助事業に要した事業費が当該単価を下回っていても、一律に交付できるのか。

(答)

取組主体への交付額は、補助事業に要した事業費又は県が定めた単価に実証面積を乗じた額のいずれか低い方となる。

(土-12) 堆肥等を実証的に活用する面積とあるが、水田の場合には、水張り面積か。(修正)

(答)

本事業において、国が都道府県への交付額の上限を算定する際に用いる面積は、畦畔等を除く、堆肥等を実証的に活用する実面積とする。

(土-13) 新たに耕種農家に提供可能なものであって、既に耕種農家へ供給されている堆肥等については対象としないとされているが、本事業にあわせて新たに生産された堆肥等ではないということか、また、既に耕種農家に供給されている堆肥等は対象にはならないということか。(修正)

(答)

- 1 本事業にあわせて新たに生産された堆肥等であるか否かは問わない。
- 2 なお、既に耕種農家へ継続的に堆肥等が供給されており、その結果、地力等に問題が生じていない場合には事業対象外となるが、(土-8)の2のとおり地力の向上のため追加で堆肥等の施用が有効と認められる場合は事業の対象として構わない。

(土-14) 堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥等の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果に基づき選定するものとされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。

(答)

指標となる項目は、地目、土壌の種類、作物によって異なることから、現地の実態に応じて設定する必要がある。各都道府県で設定されている土壌診断基準値等に加え、農作物の収量・品質について地域の標準との比較等によって判断することとなる。

(土-15) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、

- ① どのような項目により確認すれば良いか。
- ② 実証前の分析は取組主体事業計画を策定する前に実施できるのか。
- ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるのか。
- ④ 堆肥等を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合はどのようにすれば良いか。
- ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。
- ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすれば良いのか。

(修正)

(答)

- ① 指標となる項目は、地目、土壌の種類・状態、作物によって異なることから、現地の実態に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定いただくこととなる。
- ② 取組主体事業計画を策定する前の実証前の分析については、補助対象にはならない。
- ③ 堆肥等の施用による土づくり効果の確認だけでなくほ場の選定のためにも、堆肥等の施用前に実証前の分析を行っていただく必要がある。このため、実証前の分析の結果、当該ほ場における堆肥等の施用取組を実施しない場合であっても、実証前の分析の経費を補助対象とすることは差し支えない。
- ④ 実証事業の一連の取組について2年を上限に計画を策定することとしており、1、2年目に実証後の分析を行う場合は対象となる。一方、3年目以降に行う場合は事業評価までに自己負担で実施いただくこととなる。
- ⑤ 堆肥等の施用効果をほ場毎に確認するため、ほ場毎に土壌分析を実施する必要がある。ただし、ほ場が小規模な場合には、複数のほ場をまとめて確認することは可能とするが、少なくとも30aに1カ所は、土壌分析を実施すること。
- ⑥ 堆肥等の施用による土づくり効果の確認の観点からは、堆肥等を施用後、農作物の栽培を行った後、次に土づくりのために堆肥等を施用する直前に実施することが適当である。ただし、堆肥施用による土づくり効果が適切に比較できるのであれば、施用後の土壌分析のタイミングについては問わない。

(土-16) 土壌及び作物体の分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認

のため、実証の前後において実施するものとされているが、収量の低下等が資料により確認できる場合には、作物体の分析を行わなくて良いか。（追加）

（答）

収量や品質の低下の確認に当たっては、実施要領別記3別紙8の6-(5)-オにあるとおり、作物体の分析によることとするが、例えば、対象となるほ場の単収、秀品率又は等級比率について地域の平均と客観的に比較できる資料がある場合には、作物体の分析に代えることが可能。

（土-17）土-15の場合に、新規就農者や、水田への園芸作物の導入時など、作物の収量等を確認出来ない場合にはどのようにすれば良いのか。（追加）

（答）

これまでと異なる作物を導入するなど、現状をもって作物の収量への影響を判断できない場合には、地目や作物に適した土壌の性質に比べ、土壌診断により地力が低下していることを確認することで作物体の分析に代えることが可能。

（土-18）実施要領別記3別紙8のIの6(5)エ(イ)において、堆肥の施用に当たっては「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」を踏まえ適切に対応するものとあるが、本事業において堆肥の生物検定又は残留農薬分析を行うことは可能か。

（答）

当該通知の5に基づき、堆肥の原材料に関する情報を提供元に確認するとともに、提供元において生物検定又は残留農薬分析を実施している場合は、その結果の提供を求める等適切に対応すること。

その際、堆肥を施用する園芸作物等に生育障害の発生の可能性がないことを確認できない場合は、必要に応じて本事業により生物検定又は残留農薬分析を実施できるものとする。

（土-19）ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、実証ほの面積概ね1ha当たり1カ所で実施するものとされているが、どの程度の規模の実証を行えばよいのか。

（答）

実証の規模は問わないが、適宜、坪刈等により作物の生育や品質への影響を検証すること。

（土-20）産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の作成は、実施要領別記3別紙8のIの6(5)キにおいて、原則として都道府県協議会長が行うものとされているが、別記3第8の5(2)アに規定される産地の範囲はどのように設定すれば良いか。（追加）

（答）

別紙8のIの6(5)ウにおいて、堆肥等を実証的に活用するほ場の選定に当たり、地域及び作物への偏りが生じることのないよう留意するものとされていることを踏まえ、都道府県単位で産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）を作成することとしており、原則、都道府県全域の範囲で設定することとなる。ただし、都道府県内で地域や品目などで重点的に実証を行う場合には、当該地域や品目を産地の範囲とすることができるものとする。その場合にあっては、当該地域毎や品目毎で目標を設定できるもの

とする。

(土-21) 取組主体の成果目標として、別記3第8の5(2)イにおいて⑥地力の向上を成果目標として設定できるものとされているが、どのような項目・数値を用いれば良いのか。(修正)

(答)

成果目標として設定する項目は、堆肥等の施用による土づくりを実施していないことに由来する地力の低下の状況を代表するものを設定するものとする。具体的な取組主体事業計画書の記載に当たっては、現状値は、計画段階では対象とする作物毎に指標となる項目について例えば取組を実施する地域や近隣の地域の分析結果の平均値を、評価の段階では取組において分析した結果の平均値を用いることとする。また、目標値は、都道府県の土壤診断の基準値(土壤の化学性及び物理性等の項目)等を用いて地域の実態に応じて設定するものとする。

(土-22) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の地力の向上の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。(修正)

(答)

取組主体事業計画で設定した成果目標に記載した項目の現状値及び目標値を用いることとなる。

(土-23) 取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。(修正)

(答)

成果目標に達しなかった場合には、当該目標が達成されるまでの間、都道府県知事の改善指導に基づき、改善の取組を行っていただき、その結果を改善状況として報告することとなる。このため、成果目標に達しなかった取組主体では、必要に応じて堆肥等の施用による土づくりを行うこととなるが、成果目標に達した取組主体についても、土壤中の有機物は分解等によって減耗することから、堆肥等の施用による土づくりは継続して取り組むことが望ましい。

(土-24) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)に新たな取組を追加することは可能か。(追加)

(答)

追加を行う取組が既存の取組主体事業計画で行った取組と異なる取組である場合(品種・品目や栽培方法が異なる、取組地域が異なり地質が異なる等)には可能である。なお、新たな取組の追加に当たっては、取組主体において新たに地力の向上の目標設定を行っていただくとともに、産地において、成果目標の追加等の上方修正が必要となる。

(例)

- (1) 産地の面積の拡大
- (2) 産地の面積目標の上方修正

- (3) 産地の成果目標の追加（総作付面積又は販売額の目標の追加）
- (4) （転作・輪作作物の面積の維持を目指す場合）産地の転作・輪作作物の面積目標の追加